

道路運送車両法の一部を改正する法律案要綱

第一 型式指定の取消要件の拡充

不正の手段により自動車、共通構造部又は装置の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができるものとする。

(第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項関係)

第二 罰則の強化

自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の取消しに必要な限度において型式指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者や検査を忌避した者等に対する罰則を強化するものとする。

(第七十五条の六、第一百六条の四関係)

第三 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。ただし、第一の改正規定等は公布の日から施行するものとする。
 - 二 所要の経過措置について定めるものとする。
- (附則第一条関係)
- (附則第二条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第四条関係)